○神奈川大学学則

昭和24年４月１日

施行

第１章　総則

第１条　神奈川大学（以下「本大学」という。）は、教育基本法（昭和22年法律第25号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）にのっとり、一般教養並びに専門学術の理論及び応用を教授研究し、識見高邁にして実践力に富む人材を育成し、文化の創造発展及び人類の福祉に貢献することを目的とする。

第１条の２　本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、関係法令の定めるところにより、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、これを公表するものとする。

２　本大学は、前項の点検及び評価の結果について、６年ごとに文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるとともに、本大学以外の機関が行うその他の評価等を通じ、その検証並びに教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

３　前２項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

第１条の３　本大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を、刊行物への掲載､インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表するものとする。

(1)　本大学の教育研究上の目的に関すること。

(2)　教育研究上の基本組織に関すること。

(3)　教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。

(4)　入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。

(5)　授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。

(6)　学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関すること。

(7)　校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。

(8)　授業料、入学金その他の本大学が徴収する費用に関すること。

(9)　本大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。

第２条　本大学に法学部、経済学部、経営学部、外国語学部、国際日本学部、人間科学部、理学部、工学部、建築学部、化学生命学部及び情報学部の11学部を置く。

２　各学部の修業年限は、４年とする。

３　学生は、８年を超えて在学することはできない。

第３条　法学部には法律学科及び自治行政学科を、経済学部には経済学科及び現代ビジネス学科を、経営学部には国際経営学科を、外国語学部には英語英文学科、スペイン語学科及び中国語学科を、国際日本学部には国際文化交流学科、日本文化学科及び歴史民俗学科を、人間科学部には人間科学科を、理学部には理学科を、工学部には機械工学科、電気電子情報工学科、経営工学科及び応用物理学科を、建築学部には建築学科を、化学生命学部には応用化学科及び生命機能学科を、情報学部には計算機科学科及びシステム数理学科を置く。

第３条の２　前２条に規定する各学部又は各学科の教育研究上の目的については、学部ごとに規程をもって定めるものとする。

第４条　本大学には付属図書館及び付属研究所をおく。

２　付属図書館及び付属研究所に関する規程は、別に定める。

第５条　本大学に次の職員を置く。

学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、事務職員、技術職員

２　前項のほか、副学長及び学長補佐を置くことができる。

第５条の２　学長は、本大学を代表し、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

２　学部長は、学部を代表し、学部に関する校務をつかさどる。

３　副学長は、学長を補佐し、学長から権限の委任を受けた校務をつかさどる。

４　学長は、前項の規定により副学長に校務の一部の権限を委任したときは、速やかに当該権限の内容及び受任者その他当該権限の行使に必要な事項について評議会に報告するとともに、これを告示しなければならない。

５　学長補佐は、学長から委任された業務について、学長を補佐する。

第６条　本大学の重要事項を審議するために評議会を置く。

２　評議会は、次に掲げる評議員をもって組織する。

(1)　学長

(2)　学部長

(3)　各学部から教授、准教授及び助教のうち２名

３　学長は、次に掲げる事項を決定するに当たっては、評議会に諮問しなければならない。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(1)　学部間の連絡調整に関する事項

(2)　学則その他重要な規則等の制定又は改廃に関する事項

(3)　予算案編成及び決算処理の方針に関する事項

(4)　学部、学科その他重要な施設及び組織の設置又は改廃に関する事項

(5)　教員人事の基準に関する事項（教員定員に関する事項を含む。）

(6)　学生の定員に関する事項

(7)　学生の生活指導、福利厚生及びその身分に関する事項

(8)　その他学長が諮問すべきであると判断する事項

4　学長は、評議会が答申した内容と異なる決定をした場合、又は前項ただし書の規定により評議会に諮問せずに決定した場合には、直近の評議会において、その理由及び当該決定の内容について説明するものとする。

5　評議会に関しては、前各項に規定するもののほか、別に定めるところによる。

第６条の２　本大学の各学部に、学校教育法（以下「法」という。）第93条第１項に規定する教授会を置く。

2　教授会は、学部ごとに、その所属する教授、准教授及び助教をもって組織する。

3　教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1)　学生の入学、卒業及び課程の修了

(2)　学位の授与

(3)　前２号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

4　学長は、前項第３号の規定に基づき当該事項を定める場合には、あらかじめ教授会の意見を聴き、その意見を十分に参酌した上で定めるものとし、これを定めたときは、速やかに告示しなければならない。

5　教授会は、第３項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下「学長等」という。）がつかさどる次に掲げる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(1)　教員人事に関する事項

(2)　研究に関する事項

(3)　教育に関する事項

(4)　学生の転部、転科、休学、退学その他身上に関する事項

(5)　学部予算の作成及び執行に関する事項

(6)　学長から諮問された事項

(7)　学部長から付議された事項

(8)　その他教授会が必要と認めた事項

6　学長等は、第３項及び前項の規定により教授会が述べた意見の内容と異なる決定をした場合には、直近の評議会又は当該学部の教授会において、その理由及び当該決定の内容について説明しなければならない。ただし、学長が教授会に説明する場合は、書面によることができる。

7　教授会の審議手続に関する規程は、評議会の審議を経て理事会がこれを定める。

第２章　教育課程及び履修方法

第７条　各学部は、教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2　教育課程は、各授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成する。

3　各学部における授業科目の名称、単位数、年次配当及び履修方法は、別表第１のとおりとする。ただし、必要と認めるときは、教授会の審議を経て、その一部を変更することができる。

4　前３項のほか、外国人留学生等のために必要な授業科目を置くことができる。

5　前各項のほか、教科及び教職に関する科目、社会教育主事・学芸員の資格取得及び日本語教員養成のために必要な授業科目を置く。

第８条　学生は、前条により自己の所属する学部、学科の所定の授業科目を履修しなければならない。

2　学生は、各学部、学科の定めるところにしたがい他の学部、学科の授業科目を履修することができる。

3　教育職員の免許状を取得しようとする者のために教職課程をおく。

各学部、学科の教育課程に応じた中学校及び高等学校の教育職員免許状授与の所要資格を得させるための授業科目については、別表第２のとおりとし、免許状の種類は、別表第３のとおりとする。

4　社会教育主事の資格を得させるために必要な授業科目及び単位数は、別表第４のとおりとする。

5　学芸員の資格を得させるために必要な授業科目及び単位数は、別表第５のとおりとする。

6　日本語教員養成のために必要な授業科目及び単位数は、別表第６のとおりとする。

7　学生は、その年度に履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修科目届を提

出しなければならない。

８　前各項のほか、各学部、学科の履修については、別に定める。

第８条の２　学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる。

２　長期履修の取扱いに関する規程は、別に定める。

第９条　削除

第３章　修了認定及び卒業

第10条　各履修科目の修了は、試験その他の方法によって当該科目担任者がこれを認定する。

２　成績は秀、優、良、可、不可の５段階に分けて評価し、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

３　合格者は、第７条の別表第１に規定する単位数を取得したものとする。

第10条の２　前条に規定する単位の認定は、授業科目の履修が修了する学年末又は学期末において行う。

第11条　各授業科目の単位数は、１単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

(1)　講義及び演習については、15時間から30時間までの授業をもって１単位とする。

(2)　実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業をもって１単位とする。

(3)　１の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち２以上の方法の併用により行う場合については、５時間の講義及び20時間の実験の授業をもって１単位とすることを基準とする。

２　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

第12条　前条第１項に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

２　前項に規定する授業の方法により修得できる単位数は、60単位を限度とする。

第12条の２　大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）を卒業又は中途退学し、新たに本大学の第１年次に入学した学生の既修得単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）については、教育上有益と認められる場合に限り、教授会の審議を経て、本大学において修得したものとして認定することができる。

２　前項の規定による単位認定は、60単位を超えない範囲内で行う。

３　前２項の規定による単位認定と関連して修業年限の短縮は行わない。

４　単位認定の手続等に関する規程は、別に定める。

第13条　本大学学生であって、他大学における授業科目履修を希望する者があるとき、審査のうえ教育上有益と認められる場合に限り、学部長は、教授会の審議を経て、これを許可することができる。

２　学部長は、教授会の審議を経て、学生が前項の規定により授業科目について修得した単位を本大学において修得したものとして認定することができる。ただし、認定し得る単位数は、前条により認定する単位数と合わせて60単位を限度とする。

３　前２項に関する規程は、別に定める。

第13条の２　本大学学生であって、入学前又は入学後に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修は、教育上有益と認められる場合に限り、本大学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

２　前項により認定し得る単位数は、第12条の２及び前条により認定する単位数と合わせて60単位を限度とする。

３　前２項に関する規程は、別に定める。

第14条　本大学に通算して４年以上在学し、第８条から前条までに規定する方法で所定の授業科目及び単位数を履修取得した者に対しては卒業を認める。ただし、留学中の者についてはその留学期の終了後とする。

第15条　本大学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

２　前項の学位の授与は、神奈川大学学位規程の定めるところによる。

第４章　学年、学期及び休業日

第16条　学年は、４月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

第17条　学年を分けて次の２期とする。ただし、前学期の終了日、後学期の開始日は、学年暦編成上の必要により変更することがある。

前学期　４月１日に始まり９月30日に終わる。

後学期　10月１日に始まり翌年３月31日に終わる。

第18条　休業日は、次のとおりとする。

(1)　日曜日

(2)　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3)　本大学創立記念日５月15日

(4)　春季休業　３月21日から３月31日まで

(5)　夏季休業　７月11日から９月10日まで

(6)　冬季休業　12月25日から翌年１月７日まで

(7)　前各号に掲げるもののほか、学長が指定する日

２　前項の規定にかかわらず、教育上必要があると認めるときは、同項の休業日を授業日に変更することができる。

第５章　入学

第19条　本大学学生の収容定員は、次のとおりである。

		入学定員	収容定員
法学部	法律学科	400名	1,600名
	自治行政学科	200名	800名
	計	600名	2,400名
経済学部	経済学科	650名	2,600名
	現代ビジネス学科	300名	1,200名
	計	950名	3,800名
経営学部	国際経営学科	530名	2,120名
	計	530名	2,120名
外国語学部	英語英文学科	200名	800名
	スペイン語学科	90名	360名
	中国語学科	60名	240名
	計	350名	1,400名
国際日本学部	国際文化交流学科	170名	680名
	日本文化学科	60名	240名
	歴史民俗学科	70名	280名
	計	300名	1,200名
人間科学部	人間科学科	300名	1,200名

	計	300名	1,200名
理学部	理学科	275名	1,100名
	計	275名	1,100名
工学部	機械工学科	145名	580名
	電気電子情報工学科	145名	580名
	経営工学科	90名	360名
	応用物理学科	60名	240名
	計	440名	1,760名
建築学部	建築学科	200名	800名
	計	200名	800名
化学生命学部	応用化学科	110名	440名
	生命機能学科	80名	320名
	計	190名	760名
情報学部	計算機科学科	100名	400名
	システム数理学科	100名	400名
	計	200名	800名
	合計	4,335名	17,340名

第20条　入学時期は、学年の初めとする。ただし、学長は、教授会の審議を経て、後学期の初めとすることができる。

第21条　本大学に入学する者は、次の各号のいずれかに該当する者であることを要する。

(1)　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2)　通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3)　外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4)　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5)　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6)　文部科学大臣の指定した者

(7)　大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者又は高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者

(8)　本大学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

第22条　本大学に入学を許可される者は、所定の入学試験に合格した者に限る。

第23条　本大学在学者で他の学部、学科に転部・転科を希望する者は、選考のうえこれを許可することがある。

２　前項の転部・転科者の在学年数については、元の学部、学科の在学年数の全部又は一部を算入することができる。

第24条　本大学への編入学、転入学又は再入学を希望する者については、次の各号のいずれかに該当する者について選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

(1)　大学を卒業した者又は退学した者

(2)　短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者

(3)　学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。）附則第７条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了又は卒業した者

(4)　法第132条に定める専修学校の専門課程を修了した者

(5)　法第88条に定める大学の学生以外の者として大学において一定の単位を修得した者

(6)　その他前各号に定める者と同等の資格があると認められるもの

２　前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、その者の申請に基づき教授会の審議を経て、学長が決定する。

３　第１項の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については、教授会の審議を経て、学長が決定する。

第25条　削除

第26条　外国人で入学を希望する者については選考のうえ特別学生として入学を許可することがある。

第27条　入学の許可を受けた者は、所定の書式による誓約書、保証人の保証書及び本大学所定の書類を提出し、入学金、授業料その他所定の納入金を納入しなければならない。

第28条　前条の保証人は、父母又はこれらに準ずるもので独立の生計を営む成年者である

ことを要する。なお、保証人として不適当と認めたときはその変更を命ずることがある。

第29条　保証人は、学生在学中に関する一切の事項につきその責に任ずるものとする。

第30条　保証人が死亡その他の事由で、その責務を尽くし得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。

第６章　科目等履修生、委託生及び研究生

第31条　削除

第32条　削除

第33条　削除

第34条　削除

第35条　本大学の学生以外の者が、学部の開設する授業科目中の１科目又は数科目の履修を希望するときは、各学部において学生の学修に妨げのない限り選考のうえ科目等履修生として入学を許可することがある。

２　科目等履修生の取扱いは、別に定める。

第36条　削除

第37条　削除

第38条　削除

第39条　官公庁、法人又は外国政府より委託せられた学生を委託生とする。

２　委託生の取扱いは、科目等履修生に準ずる。

第39条の２　本大学において、特定の事項について研究しようとする者があるときは選考のうえ、研究生として許可することができる。

２　研究生として許可する者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

３　研究生の取扱いについては、別に定める。

第40条　科目等履修生、委託生及び研究生に関して本章各条に規定しない事項については、神奈川大学学則を準用する。ただし、第３章中第14条及び第15条は適用しない。

第７章　休学、留学、退学、転学及び除籍

第41条　病気その他の事由により長期にわたって修学することができない者は、所定の手続を経て休学を願い出るものとする。

２　休学は、１学期又は１学年を区分とし、当該年度限りとする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き休学を許可することができる。

３　休学期間は、通算して３年を超えることができない。

第42条　病気の事情によっては休学を命ずることができる。

第43条　休学の事由がやんだときは、復学を願い出るものとする。

２　復学は学期又は学年の始めとする。

第44条　休学期間は、在学年数に算入しない。

第45条　外国の大学に留学して授業科目を履修しようとする者が、保証人連署のうえ、その旨を願い出たときは、留学を許可することができる。

２　留学期間は、第14条に定める修学年限に算入することができる。

３　留学期間中外国の大学において修得した単位数については、第13条の規定を準用する。

４　留学期間中、学生は、授業料その他の学生納入金を別に定めるところにより納入しなければならない。

５　留学に関する学内手続その他については、別に定める。

第46条　退学しようとする者は、保証人連署の退学願を出さなければならない。

第47条　他の大学へ転学しようとする者は、その事由を具し、保証人連署のうえ願い出て許可を受けなければならない。

第48条　次の各号のいずれかに該当する者は、本大学より除籍する。

(1)　在学８年を超えてなお卒業し得ない者

(2)　進級制を実施している学部・学科の学生で、在学４年を超えてなお３年次への進級要件を満たし得ない者

(3)　所定の授業料、履修費、研修料その他の納入金を期日までに納入しない者

第８章　授業料、履修費、研修料その他の納入金

第49条　授業料、履修費、研修料その他の納入金の額は、別表第７に定める。

第50条　授業料その他の納入金は、毎学年の初めにその全額を納入するものとする。ただし、別に定めるところにより分納を認める。

第51条　休学期間中の授業料その他の納入金は、別に定めるところにより減額する。ただし、１分納期を全休した者に限る。

第52条　学年の中途において退学した者又は除籍された者もその学年の授業料その他の納入金は、納入しなければならない。

第53条　既納の授業料その他の納入金は、いかなる理由があっても一切返還しない。

第９章　奨学制度

第54条　本大学に給費、貸費及び学費減免の奨学制度をおく。

２　奨学制度に関する規程は、別に定める。

第10章　賞罰

第55条　一般の模範とするに足る行為のあった学生を褒賞することがある。

第56条　法令若しくは本大学の諸規則示達に違反した者又は学生としての本分に反した者については、学長はこれを懲戒する。

２　懲戒の手続については、省令第26条第５項の規定に基づき学長が別に定める。

第57条　削除

第11章　寄宿寮

第58条　本大学に附属寄宿寮をおくことができる。

２　寄宿寮に関する規程は、別に定める。

附　則

１　本学則は昭和24年４月１日から施行する。

附　則（昭和25年４月１日改正）

１　本学則は昭和25年４月１日から施行する。

附　則（昭和26年４月１日改正）

１　本学則は昭和26年４月１日から施行する。

附　則（昭和27年４月１日改正）

１　本学則は昭和27年４月１日から施行する。

附　則（昭和30年４月１日改正）

１　本学則は昭和30年４月１日から施行する。

附　則（昭和32年４月１日改正）

１　本学則は昭和32年４月１日から施行する。

附　則（昭和34年４月１日改正）

１　本学則は昭和34年４月１日から施行する。

附　則（昭和37年４月１日改正）

１　本学則は昭和37年４月１日から施行する。

附　則（昭和40年４月１日改正）

１　本学則は昭和40年４月１日から施行する。

附　則（昭和41年４月１日改正）

１　本学則は昭和41年４月１日から施行する。

附　則（昭和43年４月１日改正）

１　本学則は昭和43年４月１日から施行する。

附　則（昭和44年４月１日改正）

１　本学則は昭和44年４月１日から施行する。

附　則（昭和45年４月１日改正）

１　本学則は昭和45年４月１日から施行する。

附　則（昭和46年４月１日改正）

１　本学則は昭和46年４月１日から施行する。

附　則（昭和50年４月１日改正）

１　本学則は昭和50年４月１日から施行する。

附　則（昭和52年４月１日改正）

１　本学則は昭和52年４月１日から施行する。

２　昭和51年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附　則（昭和53年４月１日改正）

１　本学則は昭和53年４月１日から施行する。

附　則（昭和54年４月１日改正）

１　本学則は昭和54年４月１日から施行する。

附　則（昭和55年４月１日改正）

１　本学則は昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年４月１日改正）

１　本学則は昭和56年４月１日から施行する。

附　則（昭和57年４月１日改正）

１　本学則は昭和57年４月１日から施行する。

附　則（昭和58年４月１日改正）

１　本学則は昭和58年４月１日から施行する。

附　則（昭和59年４月１日改正）

１　本学則は昭和59年４月１日から施行する。

附　則（昭和60年４月１日改正）

１　本学則は昭和60年４月１日から施行する。

附　則（昭和61年４月１日改正）

１　本学則は昭和61年４月１日から施行する。

附　則（昭和62年４月１日改正）

１　本学則は昭和62年４月１日から施行する。

附　則（昭和63年４月１日改正）

１　本学則は昭和63年４月１日から施行する。

附　則（平成元年４月１日改正）

１　本学則は平成元年４月１日から施行する。

附　則（平成２年４月１日改正）

１　本学則は平成２年４月１日から施行する。

２　本学則第19条の規定にかかわらず、平成２年度から平成10年度までの間、経済学部貿易学科の入学定員は次のとおりとする。

経済学部貿易学科　150名

附　則（平成３年４月１日改正）

１　本学則は平成３年４月１日から施行する。

２　本学則第19条の規定にかかわらず、平成３年度から平成11年度までの間、入学定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	
		平成3年度～10年度	平成11年度
法学部	法律学科	500名	500名
経済学部	経済学科	690名	690名
経済学部	貿易学科	200名	150名
経営学部	国際経営学科	400名	400名
理学部	情報科学科	100名	100名
理学部	化学科	100名	100名
理学部	応用生物科学科	100名	100名

附　則（平成４年３月１日改正）

１　本学則は平成４年３月１日から施行する。

附　則（平成４年４月１日改正）

１　本学則は平成４年４月１日から施行する。

２　平成４年度に限り、改正前の学則第35条、第36条、第37条及び第38条は、その効力を有するものとする。

附　則（平成５年４月１日改正）

１　本学則は平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成６年４月１日改正）

1　本学則は平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成７年４月１日改正）

1　本学則は平成７年４月１日から施行する。

2　本学則第19条の規定及び附則（平成３年４月１日改正）第２項にかかわらず、平成７年度から法学部の入学定員を「法律学科350名」「自治行政学科150名」とすることに伴い、平成７年度から平成11年度までの間、入学定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	
		平成7年度～10年度	平成11年度
法学部	法律学科	350名	350名
法学部	自治行政学科	150名	150名
経済学部	経済学科	690名	690名
経済学部	貿易学科	200名	150名
経営学部	国際経営学科	400名	400名
理学部	情報科学科	100名	100名
理学部	化学科	100名	100名
理学部	応用生物科学科	100名	100名

附　則（平成８年４月１日改正）

1　本学則は平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成９年４月１日改正）

1　本学則は平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成10年４月１日改正）

1　本学則は平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成11年４月１日改正）

1　本学則は平成11年４月１日から施行する。

2　本学則第19条の規定及び附則（平成７年４月１日改正）第２項にかかわらず、平成11年度の入学定員は次のとおりとする。

学部	学科	平成11年度の入学定員	期限付き入学定員（入学定員の内数）とその期間	
法学部	法律学科	350名	平成3年度～6年度	150名
			平成7年度～11年度	100名
法学部	自治行政学科	150名	平成7年度～11年度	50名

経済学部	経済学科	690名	平成3年度～11年度	200名
経済学部	貿易学科	200名	平成2年度～10年度	50名
			平成3年度～11年度	50名
			平成11年度	50名
経営学部	国際経営学科	400名	平成3年度～11年度	200名
理学部	情報科学科	100名	平成3年度～11年度	50名
理学部	化学科	100名	平成3年度～11年度	50名
理学部	応用生物科学科	100名	平成3年度～11年度	50名

附　則（平成12年４月１日改正）

１　本学則は平成12年４月１日から施行する。

２　本学則第19条の規定にかかわらず、平成12年度から平成15年度までの各年度の入学定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員			
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
法学部	法律学科	340名	330名	320名	310名
法学部	自治行政学科	145名	140名	135名	130名
経済学部	経済学科	670名	650名	630名	610名
経済学部	貿易学科	190名	180名	170名	160名
経営学部	国際経営学科	495名	475名	455名	435名
理学部	情報科学科	120名	115名	110名	105名
理学部	化学科	120名	115名	110名	105名
理学部	応用生物科学科	120名	115名	110名	105名

附　則（平成13年４月１日改正）

１　本学則は平成13年４月１日から施行する。

２　本学則第19条の規定にかかわらず、平成13年度から平成15年度までの各年度の入学定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
法学部	法律学科	330名	320名	310名
法学部	自治行政学科	140名	135名	130名

経済学部	経済学科	650名	630名	610名
経済学部	貿易学科	180名	170名	160名
経営学部	国際経営学科	475名	455名	435名
理学部	情報科学科	115名	110名	105名
理学部	化学科	115名	110名	105名
理学部	生物科学科	115名	110名	105名

3　理学部応用生物科学科、工学部電気工学科、第二工学部電気工学科は改正後の本学則第19条の規定にかかわらず、平成13年３月31日に当該学科に在学する者が存在しなくなるまでの間、存続するものとする。

附　則（平成14年４月１日改正）

1　本学則は、平成14年４月１日から施行する。

附　則（平成15年４月１日改正）

1　本学則は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成16年４月１日改正）

1　本学則は、平成16年４月１日から施行する。

附　則（平成17年４月１日改正）

1　本学則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成18年４月１日改正）

1　本学則は、平成18年４月１日から施行する。

2　第二法学部法律学科、第二経済学部経済学科及び貿易学科、第二工学部機械工学科及び電気電子情報工学科の学生募集を平成18年４月から停止する。

3　本学則第19条の規定にかかわらず、学生募集を停止する前項の各学部・学科の平成18年度から平成21年度までの各年度の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
第二法	法律	300名	200名	100名	0名
第二経済	経済	540名	360名	180名	0名
	貿易	300名	200名	100名	0名
第二工	機械工	240名	160名	80名	0名
	電気電子情報工	240名	160名	80名	0名

4　本学則は、施行日以後に第１年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る学部、学科の組織、教育課程、卒業要件等については、なお従前の例による。

附　則（平成18年４月１日改正）

１　本学則は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成19年４月１日改正）

１　本学則は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成20年４月１日改正）

１　本学則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年４月１日改正）

１　本学則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成22年４月１日改正）

１　本学則は、平成22年４月１日から施行する。

附　則（平成23年４月１日改正）

１　本学則は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成24年４月１日改正）

１　本学則は、平成24年４月１日から施行する。

２　本学則は、施行日以後に第１年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る学部、学科の組織、教育課程、卒業要件等については、なお従前の例による。

附　則（平成25年４月１日改正）

１　本学則は、平成25年４月１日から施行する。

附　則（平成26年２月20日改正）

１　本学則は、平成26年２月20日から施行する。ただし、次項の規定は平成18年４月１日から、附則第３項の規定は平成23年４月１日から、附則第４項の規定は平成24年４月１日から適用する。

２　平成18年度学則別表第１（第７条関係）教育課程及び履修方法の一部を次のように改正する。

(8)　経営学部国際経営学科専攻科目中に次の授業科目を追加する。

配当群	授業科目の名称	授業を行う年次	単位数又は時間数
選択科目	循環型社会論	3年次	2単位（選択）

３　平成23年度学則別表第１（第７条関係）教育課程及び履修方法の一部を次のように改正する。

(2)　経営学部基本科目中の授業科目の名称を次のように改める。

配当群	平成22年度までの授	平成23年度からの授	授業を行う年	単位数又は時間数

	業科目の名称	業科目の名称	次	
外国語科目	朝鮮語Ⅰ	韓国語Ⅰ	1年次	2単位（選択）
外国語科目	朝鮮語Ⅱ	韓国語Ⅱ	1年次	2単位（選択）
外国語科目	朝鮮語Ⅲ	韓国語Ⅲ	1年次	2単位（選択）
外国語科目	朝鮮語Ⅳ	韓国語Ⅳ	1年次	2単位（選択）
外国語科目	上級朝鮮語Ⅰ	上級韓国語Ⅰ	2年次	1単位（選択）
外国語科目	上級朝鮮語Ⅱ	上級韓国語Ⅱ	2年次	1単位（選択）
外国語科目	上級朝鮮語Ⅲ	上級韓国語Ⅲ	2年次	1単位（選択）
外国語科目	上級朝鮮語Ⅳ	上級韓国語Ⅳ	2年次	1単位（選択）

(8)　経営学部国際経営学科専攻科目中の次の授業科目を廃止する。

配当群	授業科目の名称	授業を行う年次	単位数又は時間数
選択科目	一般化学Ⅰ	1年次	2単位（選択）
選択科目	一般化学Ⅱ	1年次	2単位（選択）

４　平成24年度学則別表第１（第７条関係）教育課程及び履修方法の一部を次のように改正する。

(3)　理学部基礎科目中の次の授業科目を廃止する。

配当群	授業科目の名称	授業を行う年次	単位数又は時間数
教養系科目	生物科学の世界	1年次	2単位（選択）

(8)　経営学部国際経営学科専攻科目中の次の授業科目を廃止する。

配当群	授業科目の名称	授業を行う年次	単位数又は時間数
選択科目	経営学特殊講義	3年次	2単位（選択）
選択科目	生物科学の世界	1年次	2単位（選択）

(8)　経営学部国際経営学科専攻科目中に次の授業科目を追加する。

配当群	授業科目の名称	授業を行う年次	単位数又は時間数
選択科目	経営学特殊講義Ⅰ	1年次	2単位（選択）
選択科目	経営学特殊講義Ⅱ	2年次	2単位（選択）
選択科目	経営学特殊講義Ⅲ	2年次	2単位（選択）
選択科目	経営学特殊講義Ⅳ	3年次	2単位（選択）

附　則（平成26年４月１日改正）

１　本学則は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成27年４月１日改正）

1　本学則は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成28年４月１日改正）

1　本学則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則（平成28年４月28日改正）

1　本学則は、平成28年４月28日から施行する。

附　則（平成29年４月１日改正）

1　本学則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成29年12月21日改正）

1　本学則は、平成29年12月21日から施行し、平成28年４月１日から適用する。

附　則（平成30年４月１日改正）

1　本学則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成31年４月１日改正）

1　本学則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和２年４月１日改正）

1　本学則は、令和２年４月１日から施行する。

2　本学則は、施行日以後に第１年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る学部、学科の組織、教育課程、卒業要件等については、なお従前の例による。

附　則（令和２年７月９日改正）

1　本学則は、令和２年７月９日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年２月25日改正）

1　本学則は、令和３年２月25日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　則（令和３年４月１日改正）

1　本学則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和４年４月１日改正）

1　本学則は、令和４年４月１日から施行する。

2　本学則は、施行日以後に第１年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る学部、学科の組織、教育課程、卒業要件等については、なお従前の例による。

附　則（令和５年４月１日改正）

1　本学則は、令和５年４月１日から施行する。

2　本学則は、施行日以後に第１年次に入学する者から適用し、施行日の前日において在学する者に係る学部、学科の組織、教育課程、卒業要件等については、なお従前の例による。